

第 42 号 議 案

令 和 5 年 9 月 15 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 5 年 9 月 12 日付 5 議事第 177 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第 1 6 4 号議案 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
趣 旨 第 1 条	<p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給根拠 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条」 →「<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8</u>」 ○ 手当名 「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」 →「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>」
施 行 期 日 附 則	<p>公布の日（10月13日予定） （施行日前に改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、当該本部が設置された日から適用）</p>

【参考：災害派遣手当等の支給に関する条例】

災害等が発生し、関係法令に基づき国の機関や他の地方公共団体等から職員の派遣を受けた場合に、受け入れ団体が支給する災害派遣手当等の支給に必要な事項を定めたもの。

※災害派遣手当等

- ・当該派遣により、派遣職員が派遣先で滞在するために必要とされる費用を賄うための手当
- ・滞在期間及び滞在する施設の区分に応じ、一日当たりの定額により支給

<対象となる派遣の種類と手当の名称>

根拠となる法律	派遣の目的	手当の名称
災害対策基本法	災害応急対策又は災害復旧	災害派遣手当
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	国民の保護のための措置	武力攻撃災害等派遣手当
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等緊急事態措置 ⇒ 特定新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 ⇒ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当
大規模災害からの復興に関する法律	復興計画の作成等	災害派遣手当

<手当額：1日当たりの定額>

	30日以内の期間	30日を超え60日以内の期間	60日を超える期間
公用の施設又はこれに準ずる施設	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円

5 議事第 1 7 7 号
令和 5 年 9 月 1 2 日

東京都人事委員会委員長
中 西 充 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 5 年第 3 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 6 4 号議案 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第百六十四号議案

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日前に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合においては、最初に当該新型インフルエンザ等対策本部が設置された日から適用する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

<p>災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号）</p>	<p>新旧対照表（抄）</p>
<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の八において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の規定による東京都に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に關して必要な事項を定めるものとする。 第二条及び第三条 （現行のとおり） 別表（第二条關係） （現行のとおり）</p>	<p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の規定による東京都に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に關して必要な事項を定めるものとする。 第二条及び第三条 （略） 別表（第二条關係） （略）</p>